

第165回青森県立図書館協議会 会議概要

1 期日

令和4年1月25日（火）

2 開会

午後1時30分

3 閉会

午後3時25分

4 場所

青森県立図書館（青森市荒川字藤戸119-7）4階 集会室

5 議事目録

- (1) 令和2年度組織目標に対する評価について
- (2) 短期行動指針進捗状況について
- (3) 次期短期行動指針の見直しについて
- (4) その他

6 出席者等

- (1) 出席委員の氏名（次ページ以降発言者を「委員」と表示）
大里公子（リモート）， 竹浪廣美 ， 須藤紀子 ， 松井京子 ，
相木麻季 ， 生島美和（リモート）， 佐藤 宰 ， 平井美史
- (2) 欠席委員の氏名
玉川玲子 ， 宇藤裕夫
- (3) 説明のために出席した職員等（次ページ以降発言者を「事務局」と表示）
佐藤（禎）館長， 坂本副館長， 佐藤（真）奉仕課長， 蛭名近代文学館室長
企画支援課：奈良岡副課長， 松川副課長， 細田主事
奉仕課：渡辺副課長， 原田（綾）副課長， 木村副課長， 清水副課長
近代文学館：竹浪副室長
教育庁生涯学習課企画振興G：高橋社会教育主事

7 議長、副議長の選出

議長及び副議長として、次の委員がそれぞれ選出された。

- (1) 議長
大里公子 委員
- (2) 副議長
須藤紀子 委員

議事に対する委員の主な意見・要望等

(1) 令和 2 年度組織目標に対する評価について

○委員

『(5) 関係機関との連携・協力』の目標値は、行政支援サービス、産業支援サービスの貸出冊数ということでよいか。

■事務局

目標値は、行政支援サービスの中の『セミナー等における図書貸出点数』になっている。

○委員

指標がセミナー等に出掛けて貸出しする点数ということで、セミナーや研修会の開催件数が少なかったとは思いますが、目標が 400、300、200 と非常に消極的な目標設定になっていると感じる。

何を指標とするかにもよるが、状況に合わせて目標を低く設定するのではなく、目標を達成するにはどのような手法を取ればよいのかを考え、対応すれば、頼られる図書館になると思う。

■事務局

委員の意見を参考に取組を進めていく。

○委員

了解した。

○委員

『(2) 利用者・県民へのサービス』について、新型コロナの状況により閉館の措置をとることもあるが、コロナ禍でオンラインサービスが増えているのは素晴らしいと思う。今後は、状況に応じたオンラインサービスの工夫をしていただきたい。

『(4) 子どもの読書活動の支援』について、他校の図書担当教員から、「以前は県立図書館が選書した高校向けの 100 冊のセットがあり、生徒たちも興味をもって借りることが多かったのだが、現在は高校向けのセットはなくなり、いくつかのテーマに基づいた 30 冊程度のセットとなっているので、100 冊集めたいと思ってもどう選んで良いか分からず、少し借りにくい。」と聞いた。貸出用のセットには、どのような工夫がされているのか。

■事務局

オンラインサービスについて、オンラインによるサービス自体、開始からそれほど時間が経過しておらず、見直しもそれほどされていない状況である。当館としてもオンラインサービスをできるだけ充実させたいと考えている。

また、今回のシステム更新に伴い、オンラインの利用方法が変更された部分もあるので、利用者の意見を参考にしながら、オンラインサービスの充実に努めていく。

県立図書館が準備している図書セットについて、図書セットが利用者により多く借りられるよう、利用者の声をセット内容や利用方法に反映させたいと考えている。委員からの意見も参考にセットの充実に努める。

○委員

了解した。

○委員

『(2) 利用者・県民へのサービス』の今年度の取組に「令和 3 年度からは、電子書籍の導入を予定しており」という記述があるが、電子書籍として提供されるのは専門書の類が多くなるのかなど考える。可能であれば、一般の人が読みたいと思う文芸書の類も入れれば良いと思う。まずは青森県の作家の本から入れてみてはどうか。

■事務局

専門書より、一般の人が読みやすいような本の方が利用割合もニーズも高いと当館も考えている。

今までは、青森市内在住の方は県立図書館を利用するが、その他の方は最寄りの市町村立図書館を利用していたと思う。しかし、電子書籍であれば県立図書館の利用者登録さえすれば、どこに住んでいても同じ条件で使用することが可能となる。

県内では、おいらせ町や三沢市で電子書籍が導入されているが、市町村の図書館では実用書や、委員から提案のあった文芸書の取扱いの多い TRC（株式会社図書館流通センター）の電子書籍を導入する割合が高い。そこで、当館では市町村と同じラインナップとならないよう、市町村との棲み分けも考慮し、市町村ではあまり導入事例のない専門書や辞典の取扱いの多い業者と契約した。これにより当館の禁帯出の辞典や図鑑などの資料も自宅や、自分の好きなところに居ながらにして利用できるようになる。

しかし、委員から提案のあった文芸書も全くないというわけではないので、今後は、郷土の作家の本なども、できる限り選書して加えていきたいと考えている。

○委員

了解した。

(2) 短期行動指針進捗状況について

○委員

短期行動指針の 2 期目の 3 年間はほぼ終わりになっている。指針では 3 年後のめざす姿として目標を設定しているが、この 3 年間でどの程度達成できたのか、どこまで伸ばすことができたかと青森県立図書館ではとらえているのか。

■事務局

一つ目の「すべての市町村立図書館で県立図書館を利用した活性化策が実施されている」については、達成はできなかつたかなと感じている。

二つ目の「新たに相談業務を実施する市町村立図書館ができる」については、一度相談した市町村立図書館では何度も相談することはあるが、これから新たに相談してくれる市町村立図書館を開拓する必要があると感じている。

三つ目の「郷土資料のデジタル化の促進で資料の見える化・使える化を進めよう」については、資料のデジタル化及び公開のスケジュールを含めたデジタルアーカイブの運営いずれもおおむね計画どおり進んだと考えている。

続いて目標の「市町村立図書館活動のモデルとなる「元気な図書館」が 2 館育つ」と「学校図書館が活用されるための基本的な環境が整備される」については、どちらもおおむね計画どおりと考えている。

特に、「元気な図書館」については、今年度の研修において 2 館が事例発表していることから、ある程度目標は達成できたと考えている。

基本的な環境の整備については、ほぼ計画どおりに学校図書館アシスト事業プラスが活用されているのは良いことだと考えているが、今後は、更に進めるような取組をしていきたいと考えている。

「SNS の有効活用で、青森文学の新たな関心層が発掘・拡大される」については、フェイスブックのフォロワーは、年代の高い方が多いが、若い年齢層の方もフォローしてくれている。昨年度の協議会でも、委員から「高校生がフェイスブックのくまきちを楽しみにして見てくださっている」という話もあり、それらからある程度達成できていると考えている。

○委員

説明にあった「学校図書館が活用されるための基本的な環境が整備される」という目標について、この目標は少し分かりづらい。「基本的な環境」とはどういうことか。

■事務局

「基本的な環境」とは、人的な体制や、学校を含めたそれぞれの図書館、図書室の資料の数、ニーズに合った選書となっているか等のことであると図書館では考えている。

しかし、これらは予算的な制約があり、特に、人的な部分に関しては、我々がタッチできない部分でもあるため、県庁内の担当課と協力しながら整備に向けて働きかけていきたいと考えている。

○委員

学校司書や司書補、さらに図書標準のことだと思うが、短期行動指針の 1 期目には、それらが図書館の整備の中で非常に重要だということを明らかにし、2 期目では、それに向かって何かしていこうということだったと思うが、引き続き、呼びかけを含め、成功事例も紹介しながら、広める手立てを頑張ってやってほしいと思う。

次に、「青森文学の新たな関心層が拡大される」について、新たな関心層が若い世代だという説明だったと思うが、若い関心層が広がってきているという実感はどこから感じているのか。

■事務局

家族連れの来館者が見受けられるということ、例えば、今年度実施した特別展には、親子連れが何家族か来館していた。そして、一昨年度から昨年度にかけて実施した作家とスポーツ展には、ジャージを着た高校生が来館していた。このようなことが見られたため、「ある程度」という表現をしたもの。また、次年度の取組で改めて説明するが、さらに若い世代を拡大しようと考えている。

○委員

了解した。取組を頑張って頂きたい。

○委員

非常に基本的なことであるが、次に「次期短期行動指針の見直し」という議事もあるので確認の意味を込めて事務局に教えてほしい。

先ほどの議事で「令和 2 年度組織目標」というものがあつたが、この組織目標と短期行動指針はどのような関係にあるのか、位置付けられているのか、どういうふうな関連を持たせているのかについて確認させてほしい。並立するものか、それとも上位下位があるのか、又は、向いている方向が違うのか、重なるものなのか、というところを改めて確認し、共有できればいいと考えている。

■事務局

組織目標と短期行動指針の間で上位下位という考えは持っていないが、短期行動指針は計画期間が 3 年間、組織目標は年度ごとに設定しているということから、若干の違いがある。ただ、短期行動指針の重点行動事項や 3 年後のめざす姿のそれぞれの項目に対して、組織目標をリンクさせて取組を進めている。例えば、重点行動事項の「① 来館できなくても利用できるサービスを実施しよう」という項目については、組織目標の「(1) 資料の収集、保存、提供」と、「(3) 市町村立図書館等への支援」が対応しており、組織目標と短期行動指針は、それぞれを関連付けて取組が進められているということである。

○委員

ミッションを持ち、目標を掲げてそれを達成していこうとする動きは、非常に大事だと思う。また、組織運営としても PDCA をまわすということも大事であり、今後、「活動の見える化」ということを考えたとき、先ほど事務局から説明のあった関連付けが分かる形の方が良いのではないかと思う。次期短期行動指針では、この点も考慮して策定していただきたい。

○委員

短期行動指針策定の経緯を知っている者として話をしたい。

県立図書館の組織目標は、昔から文言がほとんど変わっていない。そして、中身は県立図書館が基本的にすべきこと、すべき事業を羅列しているというか、淡々と掲げた形になっている。これでは、なかなか物事が前に進んでいかない。世の中がどんどん進んでいくときに、一つ一つ社会の状況が変わったときに利用者の方のニーズが変わってくる、これに応えていけないのではないか、ということから、試行的に 3 年間でやるべきことを定め、取り組み始めたのがこの短期行動指針である。

したがって、すごく身近な、目の前にある課題に対して、どうすれば少しでも解決できるのか、近づくことができるのかという視点で作られている。個々の課題を取り上げながら対応しているということから、過渡的な印象を受ける形になっているのではないかと思う。そのため、委員から指摘のあったように、関連性もよく分からないというような、何かよく分からないような状態になっているのではないかと思う。

本日の会議で話したほうが良いかと考えていたが、自分としては、そろそろ一本化するべき時期にきているのではないかと思っている。もう一度、すべての事項を整理し、職員全員で議論しながら新たな目標を作る時期にきているのではないかと考えている。これまで課題であった電子書籍も始まるが、その部分は継続しながら、新しい時代の県立図書館ではどう取り組んでいくのかということについて、県立図書館を挙げて考えていただきたい。

委員から指摘のあったことについては、確かにそういう観点も必要だったと思うが、作成当時は状況が状況だったため、中途半端になってしまった感がある。

(3) 次期短期行動指針の見直しについて

○委員

読書のバリアフリーという観点を取り入れられたのは歓迎する。

読書バリアフリー法については、初めて知ったが、この法律が契機になっているようであるが、施行前と施行後でどのような変化が期待されるのか、また、これに基づく事業等が実施される予定という説明があったが、これらの点について改めて説明願いたい。

■事務局

読書バリアフリー法の施行により、それぞれの図書館を設置している地方公共団体は、読書バリアフリーに関する計画を策定し、その計画に沿って各施策を進めていくことになる。

委員からは前後でどのような変化が期待されるのかとの質問があったが、本来であれば、変わりがあるようではいけないと考えている。元々、図書館は、誰にでも利用できる、誰もが利用しやすい施設として運営していくことが基本だと考えているので、この法律の施行により変化があるようではいけないと考える。しかし、来年度当初予算において、読書バリアフリーに関する予算を要求することになっているが、読書バリアフリー法が施行されたことにより、これまで以上にお客様に対して利用しやすい、どなたでも利用できるような環境を整える理由・根拠が増えたという点では、その部分が変わったところではないかと考える。

県立図書館の設置者としての県が読書バリアフリーに関する計画を策定する必要があるが、県計画の策定については、来年度、生涯学習課が取り組むことになっている。本日の会議に生涯学習課が出席しているので、説明をいただく。

次に県の計画について説明する。

来年度の取組として、読書バリアフリー法に基づき県計画を作成するが、単独で計画を策定するのではなく、県の障害者計画の見直しに合わせて読書バリアフリーに関する項目を加えたいと考えている。

県障害福祉課が所管している障害者計画は、現在の第3次障害者計画が令和4年度までの計画であるため、令和5年度から次期計画になる。次期計画に読書バリアフリー法に関する事項を盛り込むため、来年度、この計画を改定するための検討委員会に教育庁からも委員を出して次期計画の検討に加わりたいと考えている。

県の障害者計画に加えるという考えに至ったのは、利用者の視点で考えた場合、障害のある方に関するサービス等については、一元化されてるほうが良いのではないかとということで、このような方法で策定したいと考えている。ただし、来年度の検討で、再来年度からの計画期間ということになり、法の施行から少し時間が空くため、来年度は機器の整備等できるところから取り組んでいきたいと考えている。

○委員

今の説明に関して、具体的なことは発言しづらいかもしれないが、例えば、どのようなものを整備するのか。視覚障害者であれば点字の本の整備とか、そのようなものか。

■事務局

今後整備したいと考えているのは、弱視の方が本を置いて拡大して読める拡大読書機や、デジタル方式で録音された図書のデジタイズ図書の整備などである。デジタイズ図書と通常の録音図書との違いは、速度を調節できること、さらに、目次から直接、読みたい章にページ移動できる機能を有するなどがある。

さらに、現在、県立図書館には読書バリアフリーを実現するための機器がいくつかあるが、購入してから 10 年くらい経過しており、非常に使い勝手の良くないことから、この機会に機器を更新して、より一層お客様に利用してほしいと考えている。

○委員

読書バリアフリーに関する流れが、県立図書館だけでなく、市町村等にも浸透し、より広がっていくことが望ましいと思うので、是非、先導するような取組を実施してほしい。

○委員

次期短期行動指針案の文言的なことであるが、3 年後のめざす姿（目標）について、2 点指摘しておく。

1 点目は、現在の指針では「すべての市町村立図書館で県立図書館の活用を利用した活性化策が実施されている」となっており、青森県内の市町村立図書館の様々なサービスの脆弱性を県立が補完していき、又は、それによって活性化する動きを作っていくのは非常に大事なことだと思うが、次期指針案では文章表現として、「市町村立図書館等が、県立図書館のコンテンツを活用することにより」となっており、強制的な印象を与えている。市町村立図書館の独立性を尊重しつつ県立図書館が補完するということが分かるよう表現に変更すべきと考える。

例えば、「県立図書館のコンテンツを活用することによって、市町村立図書館等のサービスが活性化する」という表現にすれば、“市町村立図書館が県立図書館のおかげで”というニュアンスがなくなるため、この部分の言い回しを変えたほうが良いと思う。

2 点目は、現在の指針の「SNS の有効利用」から更にもう少し踏み込んで「学校や家庭のニーズにより多く応える」という非常に深まる目標になったと感じているが、「青森文学の新たな関心層を発掘・拡大する」にあたり、学校と家庭だけではなく、地域という視点も入れてほしい。

■事務局

1 点目について、この部分が強制的な印象を与えるのであれば、県立図書館として本意ではない。市町村立図書館も学校図書館も、それぞれが主体的に活動して欲しいという思いを持っている。どのような表現が良いか、再度事務局で検討する。

2 点目について、教育庁では「学校・家庭・地域が連携し社会全体で子どもを育む」という考えで取組を進めていることから、この部分に関してどのような表現が良いか、再度事務局で検討する。

○委員

次期短期行動指針は、これから決定するということであるので、協議会で出された意見を参考に決定してほしい。

○委員

次期短期行動指針では削除される「地域資料のデジタル化の促進で資料の見える化・使える化を進めよう」について、個人的には、これからの社会ではデジタル図書館化、若しくは、電子図書館化に向けた歩みを止めてはいけないと考える。

そこで、県内であまり取組が進んでいない電子書籍の導入を含めて、“未来の図書館はどうあるべきなのか”ということを考えることが必要だと思う。県立図書館におけるデジタル化とは、県立図書館で所蔵する美術品や写真、誰もが参考にする図録や書籍などをデジタル化し、見える化していこうという取組だと思うが、そこで留まって良いのかと考える。これからの県立図書館の電子化を進めるにあたっては、他都道府県における様々な先例を参考にしながら、どういう方向性が良いか今一度考え、できれば今後3年の目標についても、削除せずに取り組んでほしい。

■事務局

委員御指摘のとおり、現在、県立図書館がデジタル化に取り組んでいるのは主に、郷土資料や、我々が所蔵している資料のうち劣化等の恐れのあるものなどを重点的に取り組んでいる。

現在のペースでデジタル化に取り組んだ場合、デジタル化を予定している資料のデジタル化が終了するのは、約10年後になる。このため、現段階で次期短期行動指針に予定を更に上回るような目標の設定は、難しいと考えている。

○委員

デジタル化には費用がかかるということは承知している。そこで、今、県立図書館が取り組んでいることが、どういう人にどのくらい役に立っているのかを検証すべきである。それと並行して、できるだけ費用が発生しない部分でやれることはないのか、あるいは、例えば、ネットワークを広げ、県内の他施設が所蔵するデジタル資料を活用する方法はないか、など工夫できる部分はあると思うので、ベテラン職員等と議論を戦わせながら、どうやったら一歩でも二歩でも前に進めるのかということを考えてほしい。

■事務局

予算をかけなくてもできることを色々考え、工夫して欲しいということだと思う。県立図書館としては、限られた予算の中で、若しくは、予算をかけずにどうしたらより成果が出せるかということ、今後とも考えていきたい。今の意見を参考に、デジタル化に取り組んでいきたい。

○委員

県立図書館として議論を戦わせてほしい。

(4) その他

○委員

新型コロナウイルスの感染拡大の局面における休館について見解を伺いたい。

昨年 9 月、県が県有施設の原則休館という方針を打ち出した際、県立図書館も人流抑制の観点からという理由で貸出中止などの措置をとり、残念ではあったが納得することはできた。しかし、返却に関しても期限内に返却しなければならないということで、以前からそうだったのかもしれないが、他の図書館や他都道府県の動きに比べると、杓子定規な対応だったという印象がある。他の図書館に関しては、貸出期間の延長や、返却は図書館再開時にするなど、柔軟な対応がみられた。さらに、当時、緊急事態宣言下であった東京都の図書館では休館せずに、事前に来館の予約を受け付けるとか、3 時間ごとの入れ替え制を導入して営業を継続するとか、その地域、地域の考え方や状況にもよるとは思うが、緊急事態宣言下やまん延防止等重点措置区域であっても、サービスを維持するための工夫があちこちで見られていたと思う。新聞記事にも出ていたが、図書館も県有施設の一つという一律的な考えではなく、県民の知る権利を守る砦という位置付けもあることから、コロナ禍の制限に関しては、慎重であるべきではないかという意見もあった。この考え方について、ウィズコロナという時代における図書館サービスの維持をどう考えているのか、今後の運営にどう反映させていくのかについて、考えを伺いたい。

■事務局

9 月に休館した際は、委員御指摘のとおり、八戸市立図書館では貸出をしており、県立図書館でもやって欲しいという意見があったが、当館は県の本部会議の意向に沿って閉館し、大変お客様に御不便をかけた。他県では委員から紹介があったとおり、時間帯を区切り、入れ替えをして本を貸すという取組を東京でもやっているという情報も確認しているので、当館でも貸出時間を区切って、人数制限しながらできる可能性について、検討しているところである。

このような取組については、当館だけでなく、主管課である生涯学習課を通じて了解を得る必要もあるので、今後も検討していく。

加えて、返却については、新町や当館正面にブックボックスはあるが、大型本が入らないという苦情があるので、今後どういう対応ができるか検討していく。

返却期限について、補足する。

今回の 2 月 28 日までの休館にあたり、返却期限については、すべて休館明けに延長した。当館としては館長から話があったとおりお客様からの声や他都道府県図書館の取組などを参考に検討していく。

○委員

県立図書館においても検討しているということが分かった。今後も、臨機応変に対応してほしい。

○委員

令和 2 年度組織目標に対する評価について、「今後、書庫狭隘化への対策として、除籍以外の方法についても検討していく。」とあり、書庫狭隘化については、県立図書館も大きな書庫があるにもかかわらずこのような課題があるのだなと感じた。そこで、五所川原市立図書館も同じであるが、八戸市立図書館や十和田市民図書館、青森市民図書館も同じ課題を抱えており、情報共有しながら除籍するなど対策をとっている。その際、どの図書館でも持っている本であれば、県立図書館で所蔵していれば除籍する、青森市民図書館で所蔵していれば除籍する、という考えで行い収蔵場所を確保しているが、最終的に青森県関係の資料も除籍しなければ収蔵場所を確保できないという状況になった場合、何を優先して除籍するのかとなり、五所川原市立図書館であれば、下北地域や上北地域に関する資料を除籍することになるが、廃棄処分する前に、県内図書館の職員が集まる研修等の場で、各図書館が除籍した資料を持ち寄り交換するようなことはできないか。郷土資料の大切さを共有しながら、あまり図書館の経験がない職員に対して、このような作業をとおして郷土の資料を大事にし、なおかつ、自館に集まるべき資料を集めることができれば、必要な資料が残り、各館の狭隘化も解決されていくのではないかと考えている。

次に、電子書籍の導入に関してである。この取組は県立図書館が導入したということが市町村立図書館にとって助けになると思う。市町村立図書館においてもコロナ渦ということで、電子書籍、電子図書館の導入を検討した。業者からの見積書の額は、市町村立図書館の予算規模では導入が難しいものであった。そのような状況であったことから、県立図書館が導入したことにより、県民が等しく電子書籍を利用できるようになった。さらに、県立図書館での導入を受けて、市町村立図書館では、県立図書館では閲覧することができない電子書籍を入れていけばどうかと財政当局と交渉する足掛かりができたと思う。県立図書館の電子書籍に関して、市民等にも告知して、積極的に利用してほしい。

最後に、オンラインによる研修に関して、昨年度初めてズームを使った研修が実施され、今年度はさらにズームを使った事務連絡や打合せなどが県内の図書館を対象に行われた。その際、弘前の図書館職員からは「県立図書館の職員が丁寧にズームの使用方を説明していたことにとても感激した。ズームの使用方が分からなければ、研修の受講をはじめ、オンラインで何かを行うということができなかったと思う。しかし、どこの研修会を受講しても使用方法の説明はなく、よく分からないまま研修が進むという感じだったが、県立図書館は本当に親切で、県立図書館の姿勢を見たようだった」という話を聞いたので紹介しておく。

■事務局

書庫の狭隘化に関して、全県の職員が集まる研修機会を活用して、各館で除籍した資料の譲渡会を行うことは有意義であるとともに、当館がそのような機会を提供することができれば良いのではないかと考える。

電子書籍の導入とオンラインによる研修に関して、評価していただき感謝している。電子書籍を導入した今が本当のスタートと考えている。今後徐々に電子書籍を増やす必要を感じているとともに、電子書籍についても市町村立図書館と県立図書館の役割分担を考える必要があるので、市町村立図書館等と協議していきたいと考えている。

ここで、欠席した委員からの提案を紹介する。

老人ホーム、介護老人ホーム等の施設には図書室が設置されているところが少ない。しかし、それらの施設で子ども達と一緒に大型絵本等を使った読み聞かせを行えば、大変喜ばれるという話を聞く。そこで、県立図書館が所蔵している大型絵本や読み聞かせに使える本を施設に貸出しできるようにならないか、という話であった。

この件に関して、「施設から県立図書館利用者として申込みがあれば、貸出しは可能であるが、このような施設は県内各地にあることから、県立図書館から直接施設に貸し出すという方法よりは、市町村立図書館を経由する方法をとった方がよりスムーズに実施できるのではないかと考えている。このようなニーズに対して県立図書館としてどのようなことができるのか、どのようにすれば大型絵本等が提供できるのか、ということのをこれから考えていく。」旨、委員に答えた。

○委員

コロナ禍ということで県立図書館や八戸市立図書館が活動を止めたり、感染拡大が下火になると活動を始めたりと、どの地区の図書館でもコロナ禍の対応に悩みながら、しかし、歩みを止めずに進めているのは、素晴らしいことだと思い敬意を表したい。

八戸市でも学校の読み聞かせのボランティアの方達が「今月はもう来ないで下さい。」と言われてたり、八戸市ではブックスタートという3か月から9か月までの乳児の子ども達に検診の際に読み聞かせをしているが、そちらも2月は休止するというので、そのような状況の時に図書館で様々な活動がなされているということは素晴らしいことだと思う。

そして、組織目標に対する評価や短期行動指針の見直しの中に、元気な図書館を3館育てる、2館育てるという部分があるが、その姿勢は素晴らしいと思う。やはり、こうして県立図書館が青森にありデジタル化も進んではいるが、やはり年齢層によっては電子書籍が利用できないとか、電子書籍は自分には関係なく活字の本を読みたい、という方達もたくさんいるので、そういうことを考えたときに、やはり、地域の図書館が身近な頼れるものになるのではないかなと思う。そのようなことを八戸市立図書館はもちろん、ブックセンターもスペースは狭いが様々な企画や新しい計画が多く、頼りになる図書館が身近にあることは良いことだと思えるので、“元気な図書館”が育つというのは素晴らしいことだと思う。

最後に、読書バリアフリー法に関して、八戸市の読書団体連合会の中にボランティアで本を吹き込み障害のある方に聞かせる、という活動をしている読書会があるが、現在はすべてボランティアで行っている。録音場所の借用や、音声の吹き込み、アナウンサーを講師とした勉強会の実施など、すべてボランティアで行っているのので、そのような活動にも少しスポットライトが当たり、予算が付いたりするものなのか事務局に伺いたい。

■事務局

すぐに予算が付くという話にはならないが、新たな予算要求の機会があれば、是非、今の意見について伝えたいと思う。

○委員

了解した。

○委員

資料の中で“何をした”、“助言した”、“支援した”だけではなく、これを書いている理由やその結果どういう変化があったのかが分かり、評価をした後にコメントを載せると変化の様子が分かるようになる。

さらに、資料が少し複雑過ぎるので、もっとシンプルにしたほうが良いと思う。

■事務局

資料の内容及び作り方に関して、今の御意見を今後の資料作成に役立て、改善すべきところは改善する。